

クレジットカードの不正使用と 割賦販売法改正

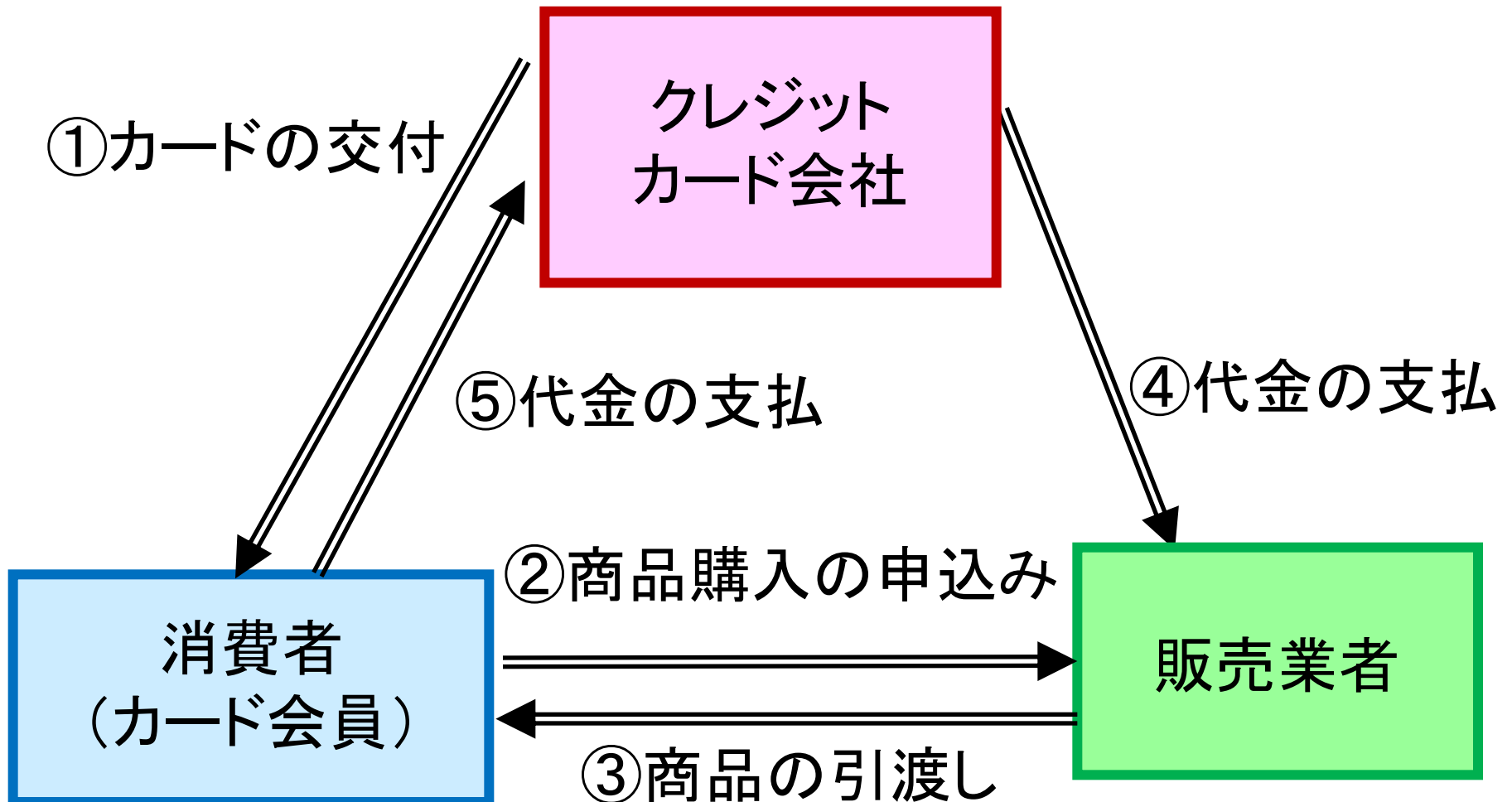
1. クレジットカードの取引
2. 不正使用
3. 被害を避けるために
4. 割賦販売法の改正
5. 改正法の施行に向けて

平成29年3月

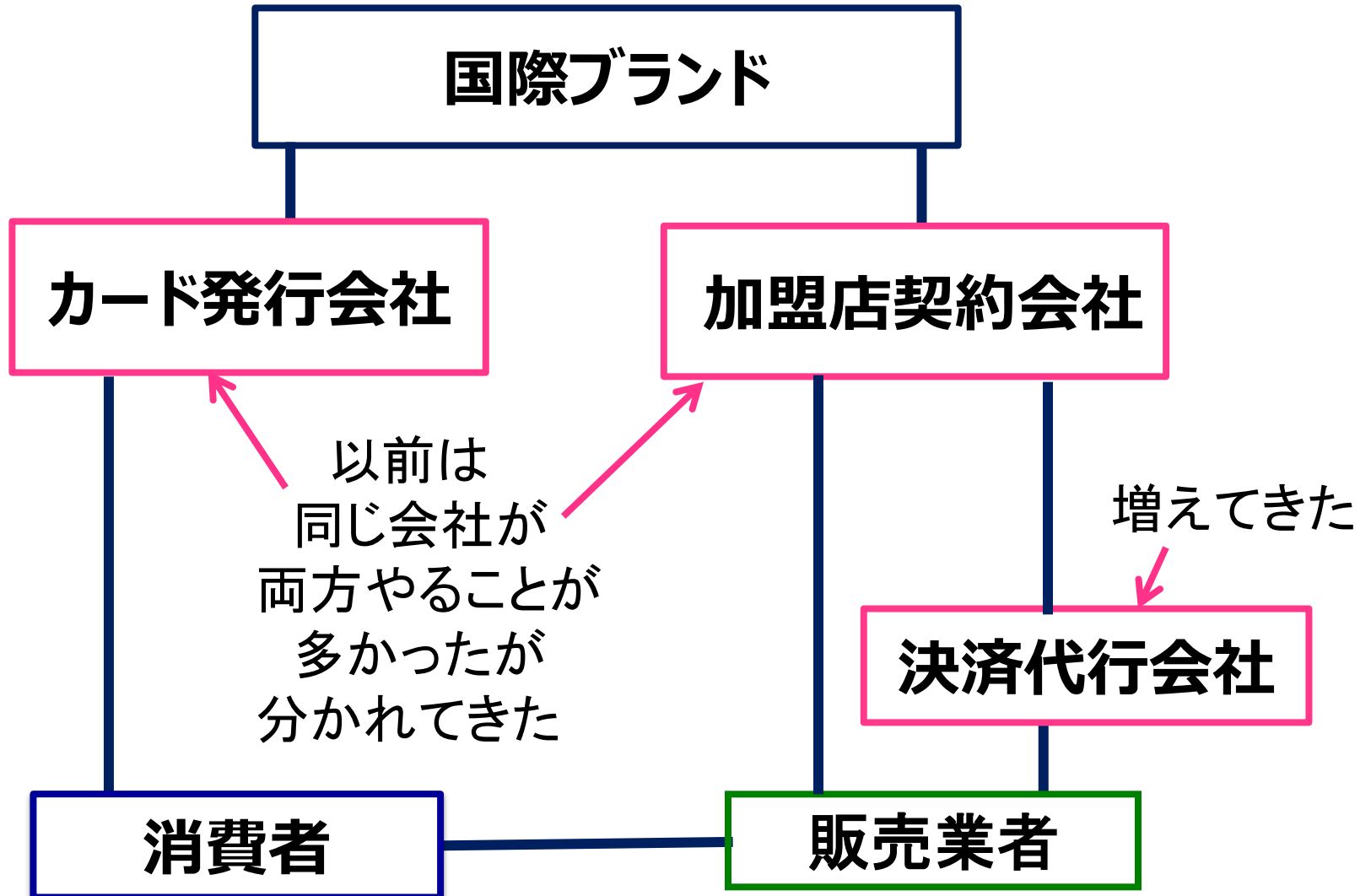
経済産業省 消費者政策研究官

1. クレジットカードの取引

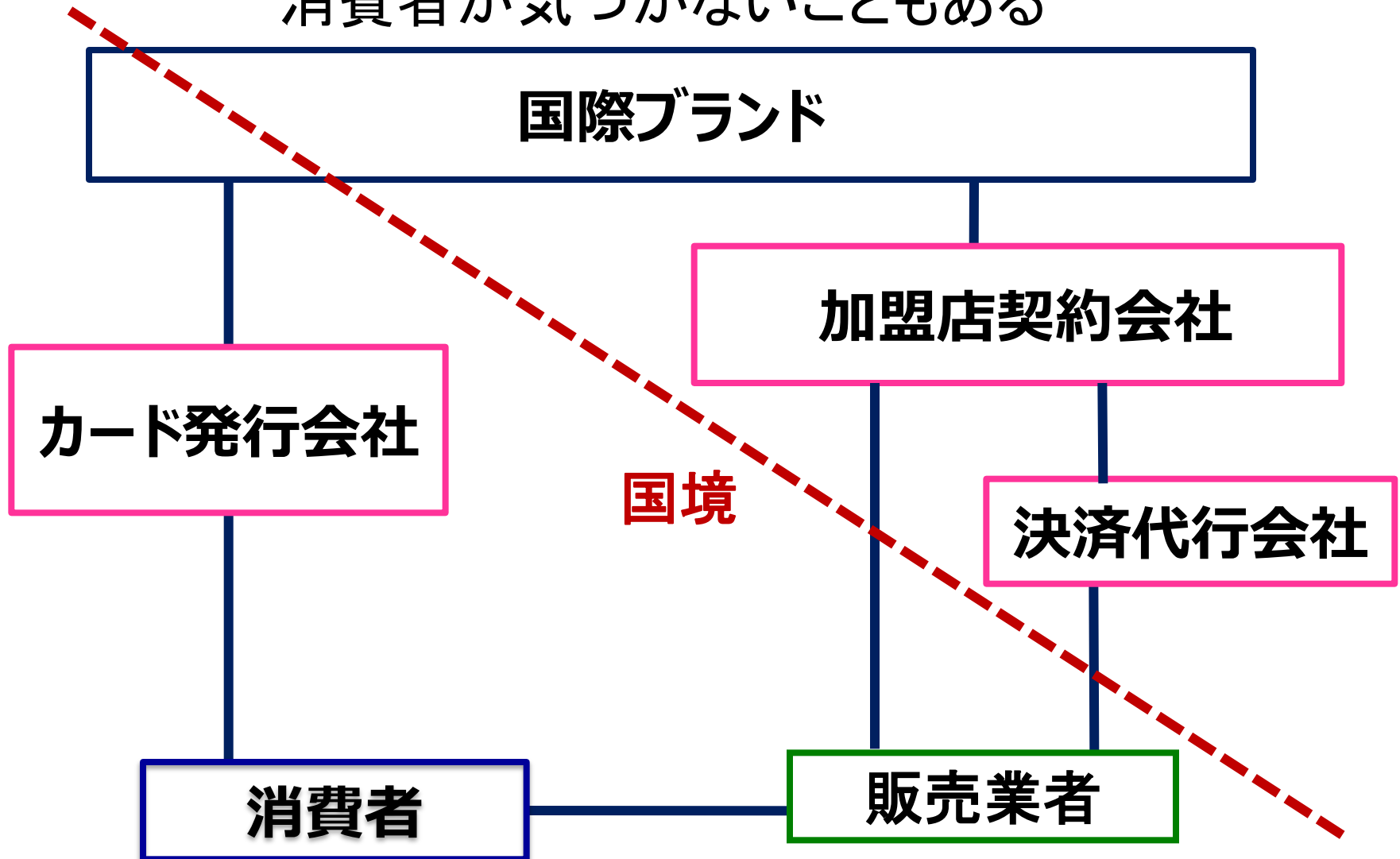
(1) 基本的な仕組み



(2). 最近の構造



(3). 国境を超える取引も 消費者が気づかないこともある



2. 不正使用

(1). 不正使用の例

1. **偽造**カードの使用

磁気情報だけのカードが偽造された

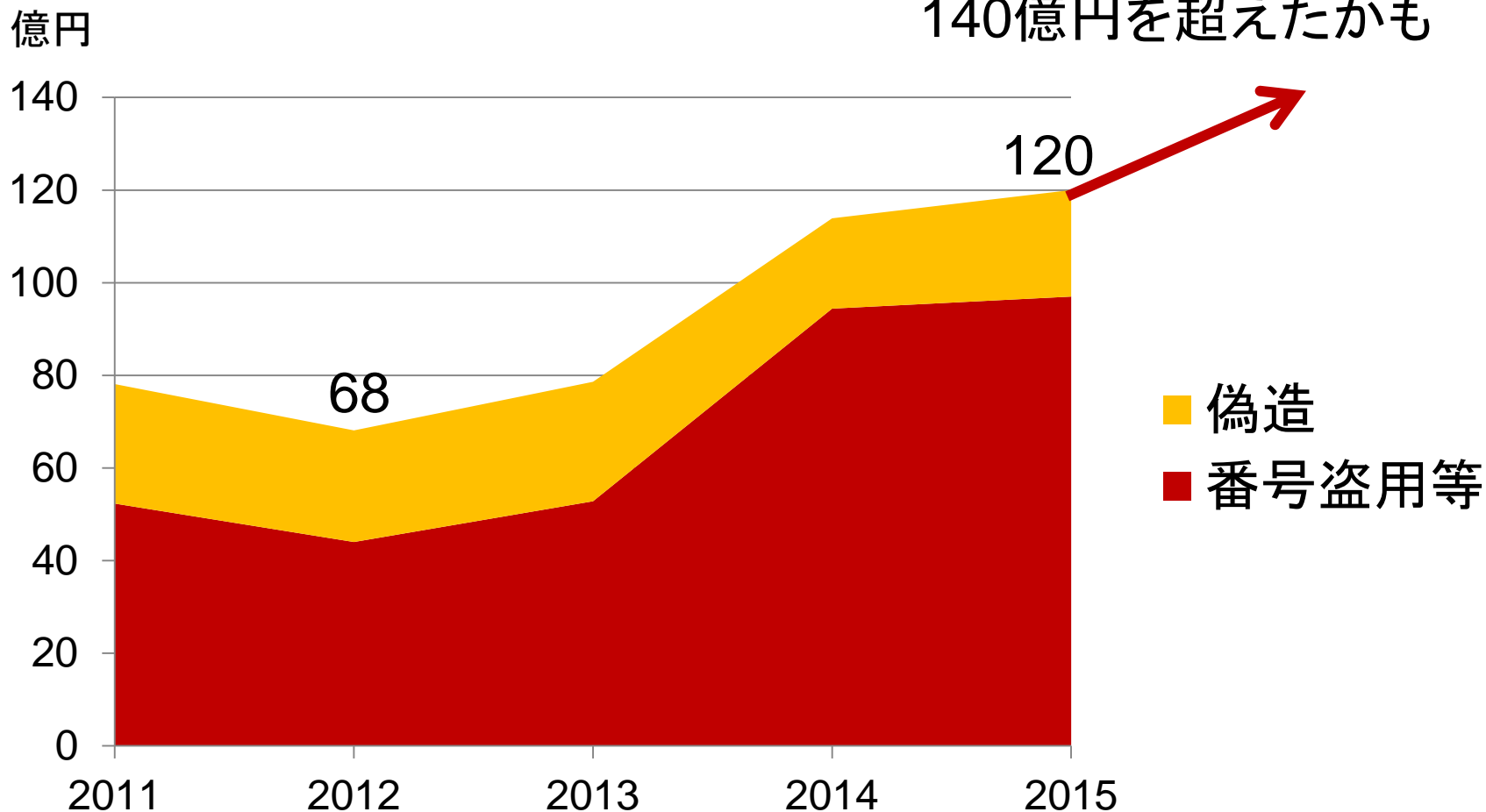
2. カード**情報の流出**

ハッカーが、加盟店のコンピュータに侵入し
カード番号を盗んだ

3. **ネット取引**での本人**なりすまし**

(2). 不正使用の額(億円)

2016年は1-9月で107億円
もしこの傾向が続いていたら
140億円を超えたかも



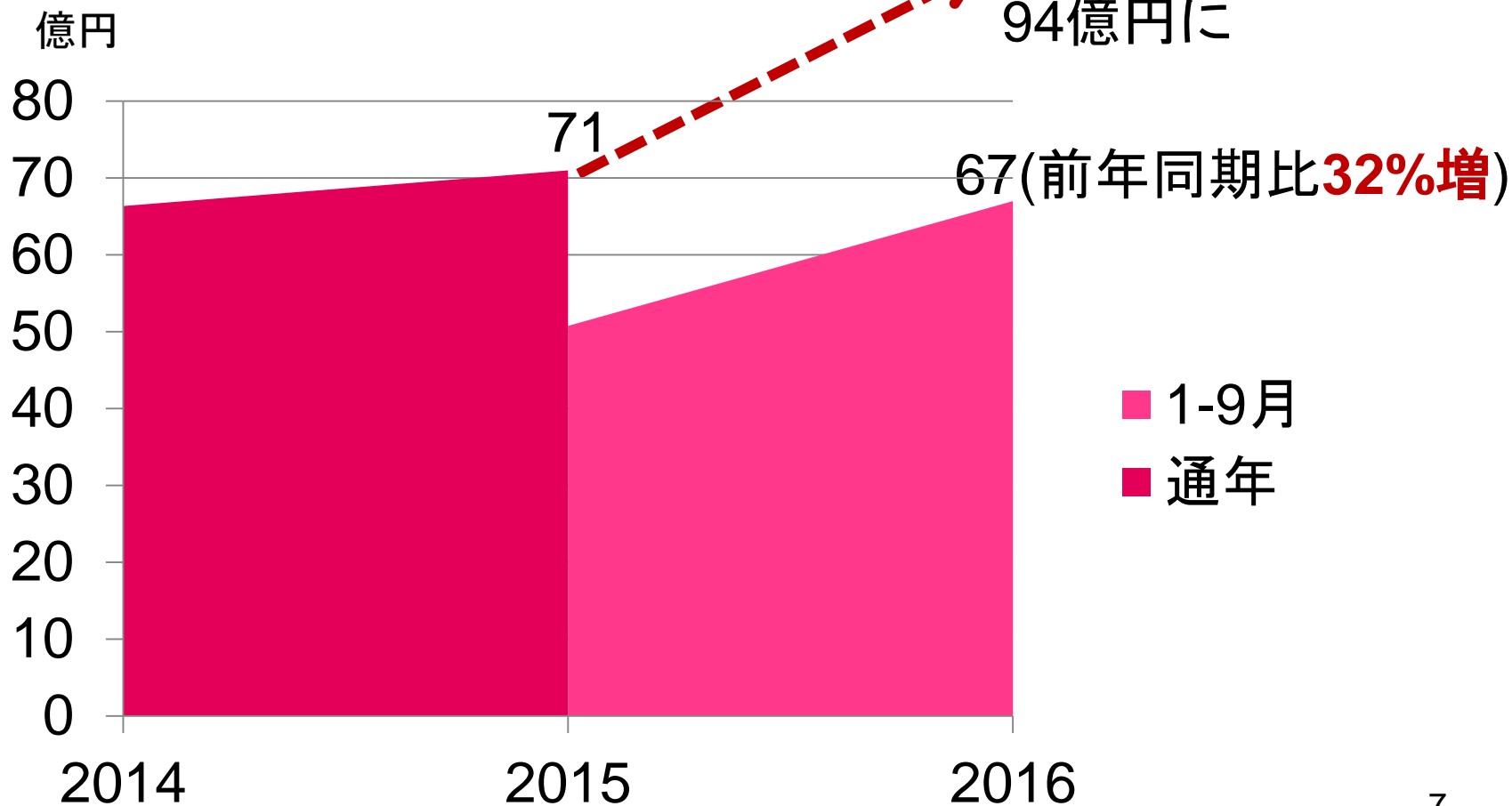
(注) 不正使用被害額は、国内発行クレジットカードでの不正使用分で、カード会社が把握している分を集計（海外発行カード分は含まれない。）。
出所：一般社団法人日本クレジット協会

「クレジットカード不正使用被害額の発生状況」

(3) ネット通販、オンラインゲーム等 ネット取引でのなりすまし

最近、特に増加

2016年は、もし
1-9月と同率増加なら
94億円に



(4) 外国のカードが 日本で不正使用された例

2016年5月、

南アフリカ銀行の銀行で発行されたカードの
偽造による不正キャッシングが
日本国内のコンビニATMで一斉に行われた。



**約3時間の間に
18億円を超える被害**

3. 被害を避けるために

(1). ICカード

「**茶色等の帯**」から「**金色の四角**」に

磁気ストライプ(カードの裏にある茶色等の帯)

しかついでいないカードは、何度も偽造された。

ICカードは、ICチップ(集積回路)の中に

情報を暗号化して格納するので、

偽造される

危険性が

低い。

ICチップ
(集積回路)



カードを選ぶとき できること

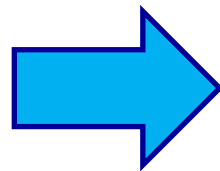
- もし、**金色の四角(ICチップ)がついたカード**とついていないカードを持っていたら、
ついているカードを使う方が安全。
- もし、金色の四角(ICチップ)がついたカードを持っていなければ、カード会社に
「ICカードにできますか」と問い合わせしてみよう。
2016年末、日本クレジット協会の調査では
クレジットカードのうちICカードの割合は75.4%だった。
ICカード100%を目指している。

(2). カードを差し込む 「IC端末」

シュッとこする
旧式の端末



グッと差し込む
IC端末



磁気ストライプ(茶色等の帯)をこすって情報を読み取り、サインするシステムからは、カード情報が何度も流出した。カードを機器に差し込んでICチップ(集積回路)から情報を読みとり、暗証番号を入力して使う端末なら、情報流出の危険性が低い。

カードを使うとき できること

・ICカードには磁気ストライプ(茶色等の帯)もついている→旧式の端末しかない店で使うと、ICカードでも磁気情報を読み取られ、情報が流出する危険

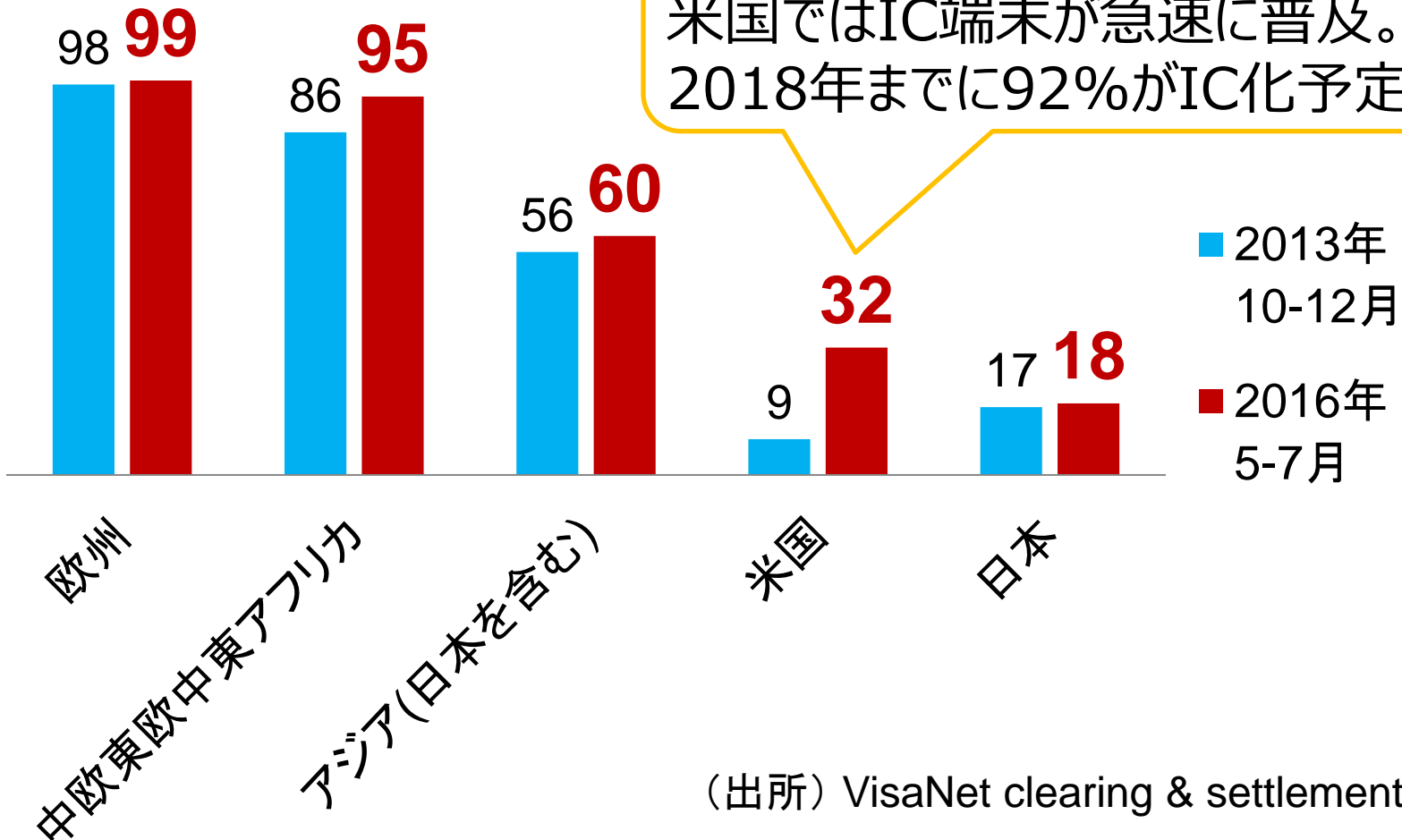
➡もし、旧式の端末をこすってサインする店とIC端末にグッと差し込んで暗証番号を入力する店があって、ICカードを使うなら、**IC端末にグッと差し込む店**で買う方が安全(少額なら暗証番号なしでも可)

・暗証番号は、

誕生日など推測されやすい番号は避ける。

クレジットカード取引に占める IC端末での取引の比率(%)

2014年10月の大統領令以降、
米国ではIC端末が急速に普及。
2018年までに92%がIC化予定。



(出所) VisaNet clearing & settlement

(3). ネット取引

カード番号と有効期限だけ入力すれば決済できる
ネット通販などのサイトから、カード情報が盗まれ、
カードが他人に使われた。

・「セキュリティコード」は一定の効果はあるが、
このコードも盗まれたりして不正使用された。

・カード会社に事前に登録したパスワードを
入力して、**本人**だということを**確認**してから支払う取
引は、不正使用の危険性が低い。

ただし、パスワードの使い回し等によりパスワードが
漏えいし、不正使用されたこともあった。

ネットで支払うとき できること

1. **カード番号と有効期限だけ** 入力するサイトは避け
多面的な不正使用対策をとるサイトで買う。

・ **本人確認** 少なくともパスワードを入力。

最近は、「動的(ワンタイム)パスワード」や
「生体認証(指紋等)」も使われるようになってきた

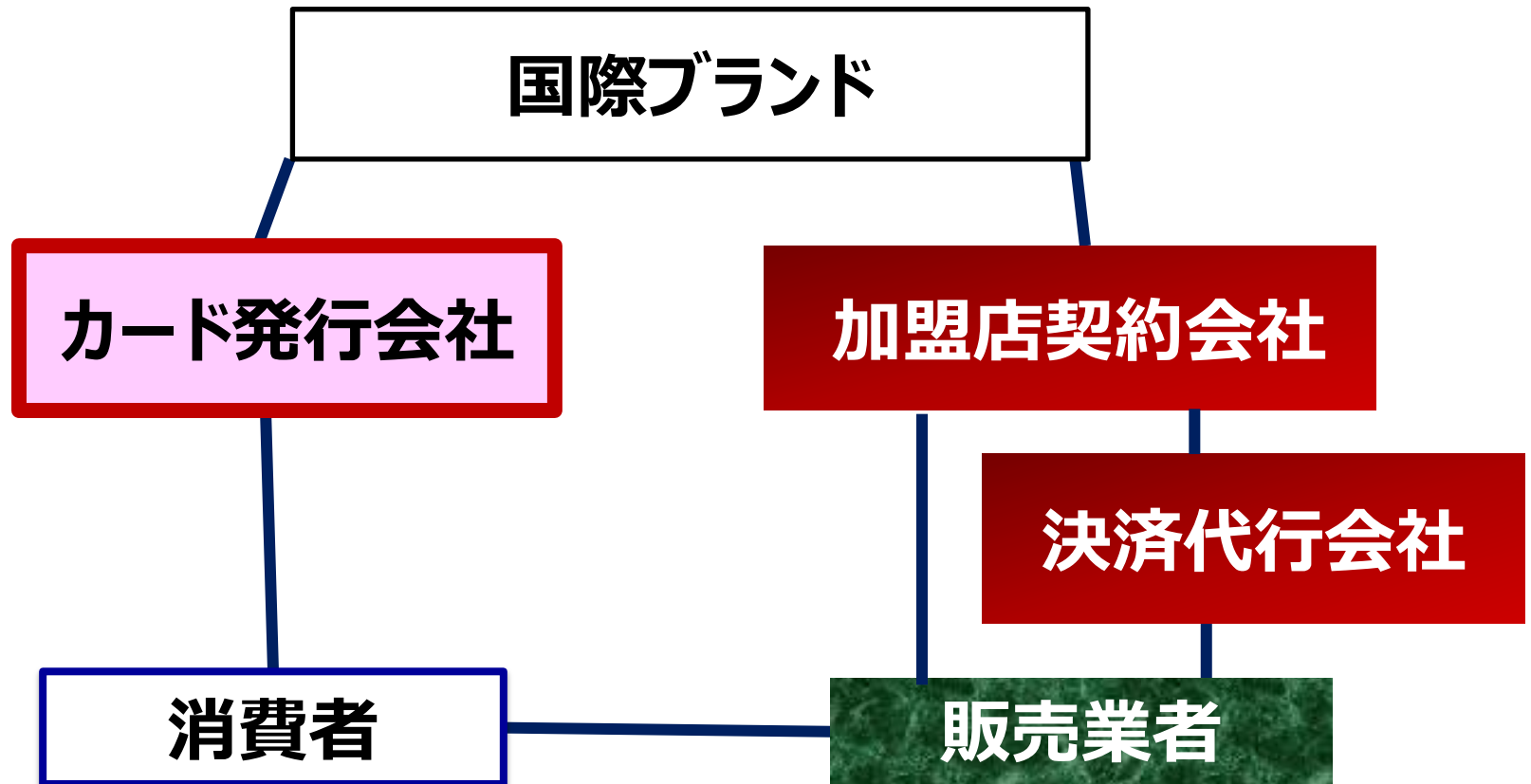
・ **過去の取引からの乖離や配達先情報**による
不正検知 等

2. カードの契約を選ぶ

カード会社からカード会員への**利用確認メール**は
不正使用の被害を避けるために役立つ

4. 割賦販売法の改正

これまで登録が義務づけられてきた
クレジット会社は、**カード発行会社** だけ




割賦販売法改正の概要(1)

平成28年12月に国会で可決・成立

 販売業者に対し、

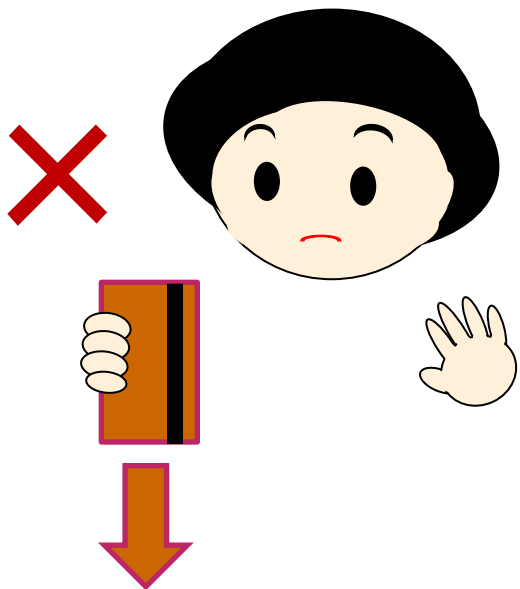
クレジットカード番号等の適切な管理、不正使用の防止(決済端末のIC対応化等)を義務付けます。

 クレジットカード番号等の取扱いを認める契約を締結する事業者に登録制度を設け、その契約を締結した販売業者に対する調査、調査結果に基づいた必要な措置を行うこと等を義務付けます。

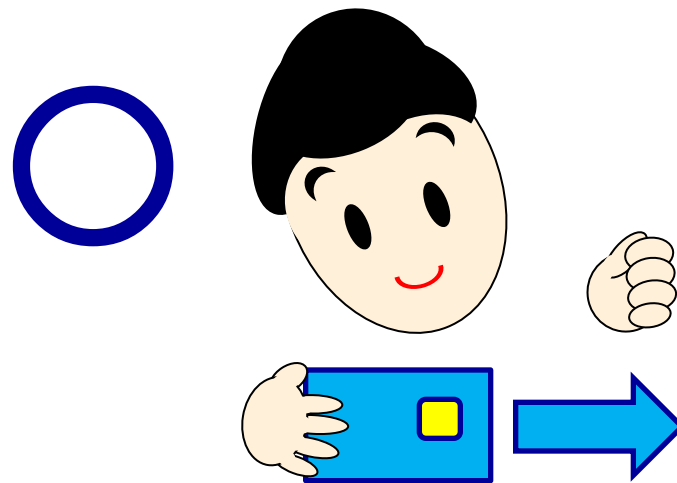
でも、改正法が施行されるのは、「2018年6月初旬まで」。
それまでに、不正防止のための加盟店契約のあり方につ
いて、ガイドラインが作られる。

当分の間、クレジットカードで支払うとき、

シュッとこすって
サインは古い



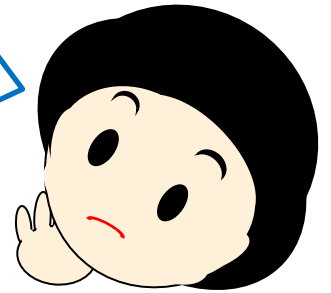
グッと差し込んで
暗証番号



割賦販売法改正の概要(2)

クレジットカードを利用したとき、「書面交付」、つまり紙でその内容を知らせるのではなく、**電子メールなどで情報提供してもよい**ことにします。ただし、買った人が「書面交付してください」と言えば書面、つまり紙で渡す必要があることにします。

カードが他人に使われたりしてないか**利用明細をチェック**しないと、被害にあっても気づかないで、損しちゃうよね!



被害に気づいたら、カード発行会社に連絡 →払い戻し等の対応を求める

- ・国会では、「消費者からカード発行会社に寄せられた苦情が加盟店契約会社等に適切かつ迅速に伝達されるよう、的確な対応を図る」等の附帯決議も。

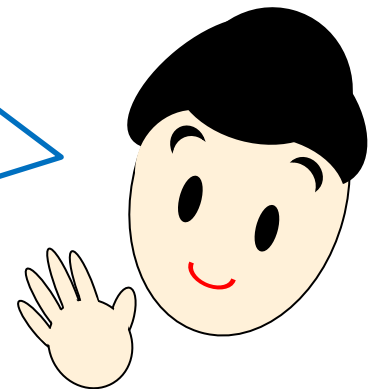
- ・カード会社は、消費者からの苦情のうち、加盟店の悪質行為に起因するものを「加盟店情報交換制度」でデータベース化
→各社から照会できる仕組みあり

割賦販売法改正の概要(3)

電話勧誘によって、通常必要とされる分量を著しく超える商品等を個別クレジットで買わされてしまったとき、その購入契約を取り消せるとともに、個別クレジット契約も取り消せることにします。

(購入契約の取り消しは、平成28年6月に改正された特定商取引法によって可能になります。)

これまでも、**訪問販売**でこんな契約をさせられた時は、取消しできた。
それに、**電話勧誘**も追加されるんだ。



5. 割賦販売法の施行に向けて (1) 省令などの検討

2017年2月、産業構造審議会割賦販売小委員会で、割賦販売法の改正を→省令などの作り方について議論。

資料は、以下に掲載

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/017_haifu.html

- 最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な方法が使えるように
- 例えば、ガイドラインとして標準的な対策を示す
＋機動的に見直す。
- まずは「実行計画」の具体的な対策に関する部分を、事業者向け指針として位置付け

(2) クレジットカード取引セキュリティ協議会

2020年に向けて国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、

クレジットカード事業者、加盟店、決済代行業者、決済端末メーカー、学識経験者などが

「クレジット取引セキュリティ対策協議会」で協議
→実行計画2016を策定

2017からは、消費者団体も参加。

(3) クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画2017(「実行計画2017」)

2017年3月に、実行計画2016を改訂して策定

1. カード情報を盗らせない

(販売店はカード情報を持たないか、
国際基準のデータセキュリティを備える)

2. 偽造カードを使わせない

(クレジットカードと決済端末のIC化)

3. ネットでなりすましをさせない

(パスワード、セキュリティコード等)

詳しくは、以下に掲載

<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170308003/20170308003.html>